

平成29年第7回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招集告示日	平成29年10月23日					
招集年月日	平成29年10月26日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成29年10月26日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	平成29年10月26日午前11時43分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 12名 欠席 1名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	△
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	6番 木村 洋子		7番 尾形 英明		8番 関 清貴	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福 士 雅 子		書記	齋 藤 絢 介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	△	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	小林 達広	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	○
	会計管理者兼 税務課長	中屋 佳信	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	白土 靖行	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
町民課長	昆 健祐	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年第7回山田町議会臨時会議事日程

平成29年10月26日（木）午前10時開会

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 選挙第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日 程 第 4 議案第78号 28災309・339号道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 5 議案第79号 公共下水道山田管渠（29－3工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 6 議案第80号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第81号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第82号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第4号）

平成29年10月26日

平成29年第7回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成29年第7回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、12番山崎泰昌君であります。

また、執行部側の出席者について申し上げます。倉本総務課主幹が公務出張のため欠席することを申し添えます。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○議長（昆 暉雄）

ここで、会議に入る前に常任委員会の所属変更について報告します。産業建設民生常任委員会の木村洋子さんから、常任委員会の所属を変更したいとの申し出があり、山田町議会委員会条例第5条第5項の規定により、総務教育常任委員会に変更したので報告します。

次に、欠員となっていた議会運営委員に、山田町議会委員会条例第5条第4項及び山田町議会先例79により、総務教育常任委員の阿部幸一君を指名したので報告します。

また、空席となっていた議会運営委員長に、阿部幸一君が選任された旨報告がありましたのでお知らせします。

ここで、議会運営委員長の就任の挨拶を求めます。1番阿部幸一君、登壇の上、挨拶願います。

○1番阿部幸一議員（議会運営委員長）

皆さんおはようございます。ただいま紹介をいただきました阿部幸一です。去る19日に議会運営委員会が開催され、その場で委員の皆さんから委員長をやってほしいという要請がありましたので、私がやることになりましたのでよろしくお願いいたします。基本的には、議会運営委員会というのは公平、公正な議会運営をやるのが当然であります。それを真っすぐに間違わないように推進していきたいと、そのように考えております。また、議運で委員の皆さんともお話ししながら、ある程度は変えていく部分はあると、楽しく厳しくやっていきたいと、そのように思っている次第でございますので、どうか皆さんのご協力を節にお願いを申し上げます。甚だ措辞簡単ではご

ざいですが、私の挨拶といたします。ありがとうございます。

○  
○  
○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、6番木村洋子さん、7番尾形英明君、8番関清貴君、以上3名を指名します。

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（昆 暉雄）

日程第3、選挙第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

ここでお諮りします。選挙第1号の選挙の方法については、山田町議会先例42により指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙第1号の選挙の方法は指名推薦により行うことに決定しました。

なお、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員は岩手県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、関係市町村の長及び議会の議員のうちから関係市町村の議会において1名を選挙することになっておりますが、町長より候補者となることを辞退するとの申し出を受けております。

ここでお諮りします。指名方法については、山田町議会先例44により議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に9番阿部吉衛君を指名します。

ここでお諮りいたします。ただいま指名した9番阿部吉衛君を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、9番阿部吉衛君が岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された9番阿部吉衛君が議場におられますので、本席から山田町議会会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで当選人の就任の挨拶を求めます。9番阿部吉衛君、登壇の上、挨拶願います。9番。

○9番阿部吉衛議員(岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員)

皆さんおはようございます。9番阿部吉衛です。ただいま山田町町議会議長より挨拶のお許しをいただきましたので、檀上よりご挨拶を申し上げます。ただいま山田町町議会議長さん始め各山田町町議会議員の皆様のご賛同を得ましてありがとうございます。岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員として、また山田町代表としまして一生懸命務めさせていただきます。どうか皆様方のご指導、ご鞭撻をより一層賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。頑張りますのでよろしく皆さんお願いします。平成29年10月26日、新生会、阿部吉衛です。ありがとうございます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第4、議案第78号 28災309・339号道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第78号 28災309・339号道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、町道織笠・外山線の道路が昨年8月の台風10号により被災したため、国土交通省及び財務省の災害査定を受け、復旧方法が決定したことから工事を施行するものです。

それでは工事概要をご説明いたしますので、資料2-1をごらんください。28災309号の災害復旧工事となります。赤色で表示している部分が施工箇所、浸食された町道と河川護岸を復旧するもので、延長11メートル、コンクリートブロック積工45平方メートルを施工するものです。

次に、資料2-2をごらんください。28災339号の災害復旧工事となります。赤色で表示している部

分が施工箇所②で、崩落した道路法面を復旧するもので、復旧総延長は107.5メートルとなります。図面左下の施工箇所②から図面右側中央の施工箇所⑦について順に説明してまいります。

まず施工箇所②は延長32メートルで、種子散布工470平方メートルを施工するものです。次に施工箇所③は延長42.5メートルで、種子散布工130平方メートル、軽量盛土工582立法メートル、重力式擁壁工40立法メートルを施工するものです。次に施工箇所④は延長8メートルで、重力式擁壁工14立法メートルを施工するものです。次に施工箇所⑤は延長10メートルで、重力式擁壁工18立法メートルを施工するものです。次に施工箇所⑥は延長10メートルで、コンクリートブロック積工41平方メートルを施工するものです。次に施工箇所⑦は延長5メートルで、コンクリートブロック積工17平方メートルを施工するものです。

次に請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき8月1日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、応札者がなく入札不調となったものです。この工事箇所は山田町と大槌町を結ぶ重要な路線であり、早急な復旧工事を進めていかなければならないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約に移行し、本工事の入札に係る設計図書を購入した5社のうち施行意思の確認がとれた有限会社藤沢組から10月6日に見積もりを徴したところ、その金額が予定価格以下であったことから10月12日に仮契約を締結したところです。契約金額は消費税額及び地方消費税額784万円を加えた金額1億584万円で、工期は平成29年10月30日から平成30年3月15日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

確認ですけれども、資料2-2、339号の1件工事だと思っておりますけれども、採択基準です。工事区間の長さとか幅は幾らぐらいまで認められておりますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

災害復旧の採択基準については、直線距離で100メートル以内の間隔で連続している部分であれば1工事ということでみなすことができるということになっております。実際、②から③まで100メートル以上あるわけですけれども、実際は道路部分のほうも復旧工事として認められておまして、この部分については28年度中に事業は終了しているということになります。ですので、距離的には②から⑦まで長いわけですけれども一体工事として339号の災害復旧ということで認められたものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

少しおかしいのではないだろうか。339号の起点はどこで、終点はどこになっているのですか。それから言わせるとすると離れている200メートルの区間に別な災害があるというのは、それは理屈にならないのではないですか。別な工事です。339号の工事ではないでしょう。339号というのは2番から7番までが339号の延長になるのです。それが2番と3番が200メートル……。100メートル以上離れると別工事なのです。だからその辺をですね。私はこの2から7番までというのは番号がついている災害でないかなと思ったのですが、たぶん7番とか6番というのは採択基準の金額に合わない金額だと思うので、たぶんそれを一緒にしようとした恰好だろう。経緯がそうなのではないか。ただそれだったら別な間にある災害とくっつけたらよかったのではないか。そういう変な形の中の申請しているのが見受けられるのですが、その辺はどういう返答しますか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

339号の災害として認められている区間については、この図面で言います②の工事の部分から⑦の工事の部分まで一本を339号ということで認められております。この施設の災害につきましては、直線距離で100メートル以内の間隔で連続している場合は、それを1カ所の工事としてみなすことができるということで②番から⑦番までを申請して339号、1つの工事として認められたものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

いいですか、何回もやっても。話が全然通じない。何で339号は、延長がさっき100メートルって、100メートル何ぼというのは施工区間だけです。本当の申請は339号だったらば、2の端から7の端まで600メートルか700メートルあるでしょう。これが施工区間でしょ。それを施工区間は100メートル、工事やる場所は確かに100メートルかもしれない。339号の施工というのは全部だ、2から7までなのだ。その間にあなたが別な災害があったと言ったでしょう。それがおかしい。何でその部分は抜いた形で339号全部とらなければならないの。それはそれでわかった。それと、要するに、私がこの間聞いてわかったのですけれども、3番の断面にしたとしてもEPSって工法的にすごいわからないのだけ

れども、軽量何とかというプラスチックだか何だかでやるという、そういう工法なのかと思ったらこれは上側に出ているのはパイプだと。このパイプは排水で1メートルぐらいのパイプになるわけ。そして途中まで行ってからに下のずれている部分というのは、これはU字溝か何かで受けるという部分なの。こういうようなわけがわからないような断面を書いて、そしてああでもないこうでもないという話はないと思う。ちゃんと前から、俺は技術屋だからわかるけれども、わからない人いっぱいだと思う。そういうようなちゃんとした説明を書いてやってもらいたいし、その延長にしたってそのとおり。だから確認と言ったのはその辺なのです。私は大体中身はわかった。だけれどもそういうような、ごまかすと言えばおかしいけれども、そういうような感じの中でやるというのがおかしいのだ。ちゃんと明確な形で提案していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

災害復旧339号の関係ですけれども、これについてはご指摘のとおり②の工事箇所から⑦の工事箇所までを一体的に339号ということで認めてもらっている部分でございます。100メートルの話があるわけですけれども、1つの工事の箇所から次の工事箇所までの間隔を言っているということでありまして、②から⑦までが100メートルの範囲に入っているということではございません。②から③の間にも実際は道路災害がありまして、その復旧についても339号ということで認められている部分でございます。それについては道路の流失によりまして道路の通行ができないということで28年度中に本復旧工事をしているということでございます。③の軽量盛土工、EPSということですがけれども中身は発泡スチロールブロックを盛土材として使用するという工事になります。この工事については発泡スチロールを使用することによって地山への土圧が軽減されると、滑り対策になるということと、山間部でありまして重機の搬入が困難な場所でもあるということで、施工が容易になるということで軽量盛土工、発泡スチロールブロックを盛土材として使用するということで査定のほうでは認めてもらったという形になります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そうすると、今の返答だと2番と3番の間の工事がそれも339号だということですか。そうすれば、339号は分けてやるということなのか。339号は今回の査定の金額が、例えば今上がっている分だと1億ぐらいだと思うのですけれども、そうすればもともと339号は3億だとか2億ぐらいだったの。それを2回に分けて施工するということなの。今の返答だとそうにしか聞こえない。それだと言うと、200メートル以上離れている分だのその中に339号でとった道路災があるということだ。本当にそれでいいですか。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。暫時休憩をいたします。

午前10時25分休憩

午前10時27分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

路面の復旧に関しましては、機能回復ということを目的にいたしまして、路体の洗掘被害それと崩落の拡大を防ぐということで応急本復旧工事ということで査定前に工事を実施しまして、災害査定の際にはその部分については認められているということで28年度でもうすでに実施しているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。11番。

○11番菊地光明議員

今のことについて28年度中に応急で実施したということなので、そのときの当然応急だから災害査定を受けているわけですが、本復旧したときの災害査定は339号で受けたのか。その339号で受けていれば、皆さんが納得するような疑念が湧くのです。もし別なバツバツ号で受けていれば別個のものなので納得するのですけれども、同じ339号の中に2つ入っていて、2つの工事の1カ所は28年度中に終了していると、今回改めて339号を出すのであれば、339の1とか2にならないと同じ1つの災害の中に2つの工事が含まれてきたので皆さんが疑念を持っているので、そこを皆さんがわかるようにはつきり答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この路面の洗掘工事に関しましては、339号の災害復旧工事ということで認められたものであります。ですので、339号の災害査定を受ける際に、ここの路面洗掘部分については、応急の本工事としてすでに実施しましたということで査定官にお話をいたしまして、それはオーケーですということで了解をもらっているということです。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そこが疑念が皆さんが出るのです。オーケーをもらって工事をしたのであれば、それは339号として

オーケーをもらったのでしょうか。だから今回出てくるのが、この339号のを1とか2にならないと同じ災害復旧でオーケーをもらったの2から7の間に別な同じ339号でもらったのが入っていて、それは応急で早くしなければならぬのでしました。だからそれは339でいいのです。今回の分は本来であれば、339の1か2にならないとおかしいのではないかという疑念があるだけなのです。だから事務的にそれが正しいのであればいいのですけれども、その辺の疑念をはっきりしてもらえれば、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

339号の査定を受ける際に、全体の工事費幾らということで査定を受けるわけですが、このすでに実施してある応急の本工事として実施してある路面の洗掘の改良については、その金額も含めた形で査定をしてもらっているということです。金額は339号の中にすでに盛り込まれているということになります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、また逆の疑念が浮かぶのですけれども、そのやった339号はどこの工事業者がしたのですか。それによって本来例えばこれが藤沢組さんがもしやっていたとすれば、大変大きい疑念が浮かぶのですけれども、例えばこの工事の中を藤沢組さんがやっていて、その上で応札をお願いしますと言っても他の業者は来るわけではないし、それらは本質的に今日は藤沢組さん、この1億何ばに全部この去年やった分も入っているということですね。

（「入っていないです」と呼ぶ者あり）

○11番菊地光明議員

入っていない方がいいし、3回目だから去年やった工事屋さんはどこで、どういう状態だったか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

28年度に実施しました工事については、阿部組さんに実施してもらっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

大丈夫ですか。

（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

待ってください。今・・・

（「3回だからいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関清貴議員

私からは今回議案になっています309と339が一緒に契約で提案されているのですが、これはどういうことで一緒に提案したのかということをお聞きしたいと思います。あともう1つは先ほど来、皆様が疑念を抱きながら質問しているのは、昨年やったこの同じ区間の中で28年に施工したという項目が何もこの説明の中に入っていないのです。だから戸惑っていると思うのです。私も初めて聞いたので、そのようなのがこの区間の中に入っているのを初めて知って、何でかなという疑念を持ちながら今聞いていたのですけれども、それらも含めてこのような議案を出す場合、やはりきちんとそのようなことを表すような、図面に表すか余白に記載するか、あと時系列で査定、これは具体的に言っているのかどうか分かりませんが、例えば査定の月日とか、あとはこの緊急に路面を復旧したという日付とか、あといつ補助金を交付してもらったかとか、そのような時系列なのを本来であれば、時系列にこの査定等の日程、災害の日程問わず、今回のこうやって議案に出しているものも本当はどこかで説明、わかるように皆さんにわかるようなのが示されていれば、案外スムーズに皆さん頭の中に入れたのではないかなと思うので、今回は出ていませんが、これからそのようなことを表示する準備があるかどうかその辺もお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

309号と339号、どうして一緒にしたのかということでございます。同じ路線上にあります織笠・外山線の工事に際しまして、一体的な施工ができるようにということで合冊入札したものでございます。今後、図面作成に当たって時系列という話ですけれども、今回のように28年度に実施した部分、記載がないので大変誤解を招く状況になっておりますので、今後28年度にやったようなケースの場合には、すでに実施済みというような表示は今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関清貴議員

わかりました。同じ路線であっても、距離が位置図見ますと結構離れているので、一緒にしてよかったのかなという気持ちもあるのですけれども、多分経費的にはこのほうが設計額等は安い価格で契約できたと思いますので、その辺に関してはわかりました。そしてまた、これからもこのような形の

場合は1つにして災害復旧等を進めるのかどうかお聞きいたします。資料については、今後このようなのは稀だと思いますが、議会のほうにもきちんと説明できるような資料、それを望みたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。1点よろしくお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷副町長）

ただいまご意見がありました件についてお答えしたいと思います。今の現状というのは、工事発注件数が多くて入札会をやっても応札がないというケースが多数あります。いろいろな理由があると思いますが、やりやすい現場、あるいは工事のコマの大きさ、それらもあって応札者がないということで、今買い手市場のような状況で、この公共工事を進めるに当たって大変いろいろな工夫が必要とされているところであります。このような中で、どうやったらば請け負ってもらえるのかというところをいろいろ研究しまして、ケースケースによってコマをくっつけたり、あとは単独で出したりというケースが出てくると思います。それなので一概に全てこのような恰好というわけにはいかないと思いますが、そういう事情があるというのはぜひご理解をいただきたいと思います。それから議案として出す参考資料でございますが、これについてはきちんと要件が何々何々と決められておりまして、地方自治法等あるいは議会関係のほうで決められておりますが、それに沿った中身で資料はつけたいと。ただ、こういうふうになんか説明するのは時間を要する、あるいは資料がいっぱい要するという場合は、全員協議会を開催して、できるだけ皆さんの理解を得るような方向で努力したいと思います。

以上でございます。

（「はい、3問目」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴員

わかりました。今の工事の状況においてはかなり難しいというのは理解いたしました。これからも速やかに工事が発注できて完成して住民生活に支障がないように頑張ってくださいと思います。また資料については、いろいろ地方自治法とかそれらについて決められているので云々ということですが、複雑なこのような説明が必要とするのであれば、全員協議会等を提供してもらって懇切丁寧に経過がわかるような説明が必要かと思うので、それをよろしくお願ひしたいと思います。以上私からはお願ひで終わっておきます。

○議長（昆 暉雄）

ほかに質問ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

7番に申し上げます。合理的で法的なものについての質問であれば受け付けますが。

(「どういう意味ですか」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

というのは、こうやったほうが合理的なのでこうだとか、法的に間違っているとか。7番。

○7番尾形英明議員

議長の許可を得ましたので、一言だけ。

(「いない許可をするな」と呼ぶ者あり)

○7番尾形英明議員

確認も含めてなのですが、339号の施工延長は何メートルで査定を受けていますか。さっきの話だと、たぶん2から7までの延長だと思うのですが、今報告になっているのは施工箇所100メートルそこそこのという話なのですが、どちらが正しいのですか。

○議長(昆 暉雄)

建設課長。

○建設課長(川守田正人)

339号については、405.5メートルで査定を受けております。

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第78号 28災309・339号道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第5、議案第79号 公共下水道山田管渠(29-3工区)布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第79号 公共下水道山田管渠（29-3工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明いたします。

公共下水道事業の山田処理区は公共下水道事業計画に基づき平成28年度に供用開始し、順次供用開始区域の拡大のため整備を進めているところであります。今回の工事は長崎二丁目、四丁目等の未施工区間の施工となります。

それでは今回の工事概要をご説明いたしますので、資料2をごらんください。黒い線で表示した区間は施工済み区間で、今回の施工区間は赤い線で表示した区間、青い線は今年度別契約で整備する区間です。オレンジ色で着色している部分は復興事業区域を表示しております。工事概要ですが、工事施工延長は991.3メートルで、開削工法により管径150ミリの自然流下管を991.3メートル施工することになります。そのほかマンホール設置工30カ所、取付管及びます設置工102カ所、舗装復旧などの付帯工一式であります。

次に資料3をごらんください。図面左上側が開削工の標準断面図であります。図面左下及び右側が汚水ます取付管及びマンホールの構造図であります。

次に請負契約についてご説明いたしますので、資料1をごらんください。本工事は条件つき一般競争入札により山田町営建設工事資格者名簿の土木工事を入札参加者として、9月12日に町ホームページ等で掲載し、入札公告を行いました。その結果、有限会社港建設1社の応札があり、10月4日に開札を行いました。予定価格の範囲内に達しませんでした。そのことから再度の入札を行い、10月10日に開札をした結果、有限会社港建設を落札候補者に指名いたしました。その後、資格確認を行い、10月12日に落札者に決定し、10月18日に仮契約を締結したところであります。

請負金額は消費税及び地方消費税額580万円を加えた7,830万円で、工期は平成29年10月27日から平成30年3月15日までとしております。

以上、提案理由と工事概要の説明といたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

今、聞き逃したと言えはあれなのですが、契約を2回やっているようなのですけれども、その1回目の入札の引き続き2回目をやったということですか。それとも別な日にやっているようなのですけれども、その別な日にやるためにどういう手段を講じたのか。指名業者というかあれはどのような形で出てきたのか。1回目に応札するところがないのに同じ人が2回目で取るということは何かがあったと思うのです。普通であれば1回目の入札に指名なった方は2回目は指名から除外しなければならないのではないかなと思うのですが、その辺経過を話してください。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁は契約関係の財政課長より答弁させます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

大変申し訳ございません。入札の関係ですので、私のほうからご回答させていただきたいと思えます。まずもって、1回目の入札のときに応札者は1社港建設さんでございました。ただ、入れた応札の額が予定価格に達しなかったということで港建設さんを相手に再度入札を行いますと。その再度入札につきましては、同日でなくて日を改めて、この日に行いますという通知を行っております。その再度入札の際に港建設さんが入札した額が予定価格以下であったことから落札の候補者として決定したものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

その中にはいろいろなあれがあると思うのですが、要するに直接来て入札に応じないのでそういう形になっていると思うのですが、普通であればその日でしか2回目の契約というか、随意契約にするにしても何にするにしても契約上、当日しかできないはずなのです。今は郵便入札だとかの関係でいつでもいいという話だと思うのですけれども、それはそれで同じ会社が応札できたことは大変よろしいと思います。あと、これも確認なのですけれども、資料2の真ん中辺に長崎四丁目とあるところの横に、黒い部分につなぐ形が今回施工するというような形になっているのですが、下流側の管径は上流側の水が入っても、要するに汚水が来ても大丈夫なような関係で施工しているのですか。計画上。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

長崎四丁目の施工区間なのですけれども、こちらの黒の施工済み区間と言いますのは、震災当時施工しておりまして工事が震災により中断をしたところでございます。管については埋設をされているのですけれども、実際は供用はしていない区間でございます。今回の施工部分については、そこで中止をした部分をつなぎ直すという形に、つなぎ直すと言いますかつなぐ管という形になります。それで上流から下流に流れるということについては、そのとおりになります。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そのとおりになりますというのは、要するに最初、何でここが抜けていたのかわからないのですが、要するに当時からつながるのだということで下流側の管径は上の水が来ても満足、例えば上が300の管で来たのが下は500になっているとかというような配慮がなされているのですかという質問しているのです。このようになりますというのは、それはそのとおり絵を見ればわかるのですが、そういうのを最初から考慮した形の中の管径になっていますかというのを聞いている。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

管径について、そのようにのめると言いますか、流れるような形の管径としております。

○議長（昆 暉雄）

8番、いいですか。待ってください、8番。

○8番関清貴議員

私からはそれこそ再度入札までして決まったようですが、工期は3月15日までということで仮契約は結んでいるのですが、この工期で間に合うのかと、この工期で間に合った場合、今まで三丁目、一丁目の区画整理が遅れた関係でこの工事も延び延びになっていたわけですが、そうすればこの長崎の四丁目、二丁目の供用開始というのはこの工期終わった後のどれぐらいのときに供用開始できるのかその辺についてお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

工期についてでございますけれども、工期的には厳しいところでございますが、提案しました3月15日まで完成するように努めてまいります。そして供用の開始でございますけれども、長崎の三丁目、四丁目、二丁目の一部につきましては、30年4月から供用を開始する計画としております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関清貴議員

そうすれば、今、工期かなり厳しいという答弁がありました。それでも30年の4月、来年の4月には供用開始できるということで、非常にこの辺待たせられている人たちがいますので、ぜひそうしていただきたいのですけれども、遅れないで工期を達成するよう、これは要望ですが、4月からの

供用開始を望んで一応質問を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。11番。

○11番菊地光明議員

済みません。私も自分自身のあれがおかしいのですが、資料2なのですけれども、私の観念が間違っていたような、右下のほうにある布設管工のところ、ここの地区って長崎だったのですかね。俺は違うのではないかと思っていたのですが、確認をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

資料2の右下のところの説明ということだと思いますが、説明のところでは大きなところで長崎四丁目、長崎二丁目等ということで説明をいたしましたけれども、こちらの右下の部分は境田町ということになります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それで納得しました。であれば・・・

（「どこに流すのだ」と呼ぶ者あり）

○11番菊地光明議員

いや、そうではなく。去年の議会で私は資料が間違っていると言ったらば、資料は間違っているもいいという話をその当時の財政課長に言われて俺は憤慨したのですけれども、私たちは議決をするのは何カ所、議決は私たちは契約の1番、2番、3番、4番しかないので、仮契約書が間違っているも、また間違っているもしようがないと言われるかもわかりませんが、仮契約書には工事場所が長崎地内であるのです。これで果たして、こういう契約でいいのかどうか。これを契約するのは財政課でしょうから、財政課長これでいいのですか、この契約で。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

資料1の工事場所の標記の関係でございますが、確かに上下水道課長説明しているとおりの施工場所は長崎二丁目、四丁目及び境田町ということになります。より親切であれば境田町も入れておいたほうがよろしいかとは思いますが・・・

（「親切ではない。それを入れるのが当たり前だ」と呼ぶ者あり）

○財政課長（古舘 隆）

大変申し訳ございません。そこにつきましては、ちょっと上下水道と協議させていただきたいと思  
います。

○議長（昆 暉雄）

待ってください。暫時休憩をいたします。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。休憩前に引き続き議案審議を行います。

上下水道課長より発言を求められておりますので、許可いたします。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

先ほどは貴重な時間をいただき申し訳ありませんでした。こちらの議案につきまして、資料1につ  
いて差し替えをお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

説明をお願いします。

○上下水道課長（後藤清悦）

資料1 工事場所につきまして、下閉伊郡山田町長崎及び境田町地内、こちらのほうに訂正をして資  
料1を差し替えをお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

以上のとおりでございますので、ご理解を賜ります。

質疑を許します。質疑ありませんか。4番。

○4番黒沢一成議員

長崎二丁目の部分の一番端っこののですけれども、ここだけマンホールではなくて配管で終わって  
いるのですけれども、マンホールで終わるところと配管で、始まる場所です。そこがなぜこうなっ  
ているのかだけお願いします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

今のお話は右端の境田町の部分のお話・・・長崎二丁目・・・

（「左下です」と呼ぶ者あり）

○上下水道課長（後藤清悦）

こちらのほうはこれから工事のほうが進んでいく部分でありますので、こちらは今後マンホールが  
ついていくという形になります。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

工事を進める上で、この左下のところだけ配管で終了させているのですけれども、ほかのところはマンホールで終了させているので、工事をまた続けていく上で、違いがあるのか。それともマンホールでとりあえずマンホールを設置して今回の工事は終了して、その次にその続きをするときにマンホールに続ける形にしたほうがいいのかどうか。その違いがあるのかどうかです。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

特に意味はないのですが、今後工事のほうはここからまた進めていくのでそれはそのときにはマンホールを設置しながら進めていくという形になります。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長に申し上げます。ほかは全部マンホールでやっているのに、ここだけ何でしないのですかと。金額の関係なのかどうなのかを知りたいだけの問題ですので、何でここだけがそうなのかと。理由が通ればわかるので。上下水道課長。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

今回の工事の事業費の関係でできる部分で今回ここで終わった部分でございまして、今後こちらのほうから延ばして、今後マンホールもついていくという形になります。

○議長（昆 暉雄）

4番よろしいですか。

○4番黒沢一成議員

いいです。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 79 号 公共下水道山田管渠 (29-3 工区) 布設工事の請負契約の締結に関し議決を  
求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第 6、議案第 80 号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負変更契約の  
締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 (川守田正人)

議案第 80 号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負変更契約の締結に関し  
議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は平成 28 年 9 月 14 日に開催された第 3 回山田町議会定例会において、議案第 99 号として議決  
をいただき株式会社山下組が施行中の工事であります。

それでは変更の概要を説明いたしますので、資料 2 をごらんください。今回変更となる箇所を赤色  
で表示しております。緑色の線で囲んでいる町道浦の浜田の浜線との交差点部分について岩手県施工  
による防潮堤工事の進捗に伴い、ボックスカルバート工、側溝工、舗装工の施工が可能となったこと  
から増工となり、施工区間が 36.1 メートル延長となります。道路切土法面については、切土施工後の  
現地地盤の調査結果に基づき、植生マットから浸食防止植生マットによる施工に変更するものです。  
また立木処分工について現地精査の結果、立木処分工を増工するものです。工期については支障電柱  
の移設完了時期の遅延及び工事の増工に伴い、平成 29 年 11 月 6 日期限を 129 間延長し、30 年 3 月 15 日ま  
でとするものです。

次に変更契約についてですが、資料 1 をごらんください。変更前の金額 2 億 8,350 万円に 3,698 万  
7,840 円を増額した金額 3 億 2,048 万 7,840 円で、平成 29 年 10 月 12 日に請負変更仮契約を締結したところ  
であります。

以上、提案理由と概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (昆 暉雄)

質疑を許します。7 番。

○7 番尾形英明議員

ちょっとまた確認から始まりますが、この増工分の工事を、私の記憶違いなのだから、県がやるとい

う話でなかったのだから、その辺確認です。それと植生マットの部分は、なぜこういうふうな形に変更しなければならないのか。盛り土の材質的な部分でチェックしていたのか。盛り土の材質、それが悪いためにこういう形に変更したと思われるのですが、何で盛り土の段階で土の検査をしないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

ボックスカルバートの部分でございます。これについては、県ではなくて町がやるということで当初から計画しておったものでございます。植生マットの関係でございます。当初の設計段階では、切土法面の一般的な工法ということで植生マットの施工ということで設計しておったわけですけれども、実際、現地の土質調査の結果によりまして、通常の植生マットでは張り付かないだろうということで浸食防止のマットに変更するというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

工事のほうについてはわかりました。私の勘違いだと思います。ただ、盛土法面の変更というのは、要するに、標準という表現をしましたが、当たり前部分であればこれで満足だと思うのです。それをなぜ満足できるような盛土材にしなかったのかというのを私は聞いている。盛ったのが、最初から分かっている部分です。この土を使うというのは最初から分かっていると思う。それなのに何で地情報が変更になって通常のとおりではできないので植生マットをあれにするというのは、その辺がおかしい。中に入っていたものが掘り起こしたら違うというのであればわかる。表に最初から出る部分は何でこうやって変更にならないといけないのか。その辺。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

植生マットによる施工部分ですが、盛土法面の部分については当初設計とおり植生シートによる施工になります。今回変更になる部分については切土法面になります。切土法面の部分については通常の植生マットでは張り付かないだろうという調査の結果によりまして、切り土の部分については浸食防止の植生マットで施工するというふうに変更したものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

それはわかる。切土法面であろうが盛土法面であろうが、切り土だから切ってみなければわからないのはそのとおりかもしれません。ただ、そしたらば出た材料が思っていたののあれより固かったと

か軟かったというような形の中の変更はしているの。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

切り土の土質の固さよっての掘削工の変更というのはございませぬ。今回の変更の部分については植生マット、切土部分の法面の浸食防止植生マットに変えるということでございませぬ。ここの部分に関しては法面の施工による、どのような植生でするかという選定フローというものがありまして、その土質の硬度によりましてここの部分については浸食防止の植生マットで施工したほうがよいということでこのような変更になったということでございませぬ。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませぬか。4番。

○4番黒沢一成議員

ここの工事、早く進んでほしいという立場から聞くのですけれども、今回の変更で129日間工事期間が延長になるのですけれども、この植生マットの変更とかであれば、もっと早い時点でわかっていたはずだと思ひませぬ。本来11月6日までに完成する予定になっているのですけれども、もっと早い時期にこれは決定して、変更が出てきてもいいのですけれども、それが本来の期日間近になってきているというのが、工事が遅れている部分を何かカバーしているのではないかというふうを受け取れるのですけれども、そういうことがないのかをお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

実際の工事の施工に際しまして、工事の支障となるNTT柱、電力柱があるわけですけれども、その施工に関して、当初6月に移設を完了してくださいということで話が進んでおったわけですけれども、それが8月にずれ込んでしまつて工事の進捗に影響を及ぼしたということで今回の工事の増工に合わせて施工期間を延長するというでございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

わかるようなわからないような感じなのですけれども、とにかく早く完成してほしいところなので、無駄な工期の延長をしないようにお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませぬか。8番。

○8番関清貴議員

私は129日間の延長、月で行けば約4カ月です。この延長がかかるわけですが、何か4番議員言いましたように、この植生とか何とかというのは付け足しで工期の延びるという前からこの工種というのは考えられたのにですね、何で今更もう少しで終わるといふときに4カ月工事も延ばして、このような関係になったのか。これは延長ありきで進めていた感があるのですが、そのようなことはないですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのようなことはございません。支障となる電柱等の移転が2カ月ずれ込んだということで、そのことも工期の延長に影響しているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関清貴議員

そうすれば変更内容とかそのようなのにはそういうのは一切触れていないのですけれども、何で聞けばそういう回答が出てきて、こういう変更内容の中には書かないのですか。そうしたら、変更になったのを本当のこの理由なのかというのを信用されなくなるのではないですか。我々が。その辺についてはいかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

変更内容のところに書いておけばよかったわけですが、提案理由の説明の際には支障となる電柱の移設の完了時期の遅延ということで説明しております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関清貴議員

とにかく現実的に4カ月工期が遅れるということはそれだけ利用する方が不便を感じるということですので、その辺についてきちんとこれからも注意しながら、まだまだ復興工事はあらゆるところでやっていますから、それらも考えながら今後町の方針としてその辺はきちんとチェックしながら工期の管理はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかに質問ありませんか。

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第80号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第7、議案第81号 平成29年度山田町一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(古舘 隆)

議案第81号 平成29年度山田町一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の補正予算は、平成29年9月28日に衆議院の解散が行われたことに伴い、衆議院議員選挙費の補正を目的に編成を行ったものであります。投票日が10月22日で解散からの期間が短くポスター掲示上の準備など選挙事務を早期に行うため、その緊急性から地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月28日に専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

歳入歳出の補正では、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,342万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ399億5,089万3,000円とするものであります。なお、職員の人件費にかかる部分については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により主なものについて説明いたします。

5ページをお開きください。歳入であります。15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金1,342万5,000円の増額は、8節衆議院議員選挙事務委託金の増によるものであります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費1,342万5,000円の増額は、1節投票立会人等報酬、11節消耗品費、13節ポスター掲示場設置撤去委託料など選挙事務経費の増によるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,342万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ399億5,089万3,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第81号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第82号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

議案第82号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、本年9月17日から18日にかけて通過した台風18号により発生した災害への復旧対応など緊急性の高いものについて補正予算の編成を行ったものであります。

なお、国庫補助等を導入する公共災害復旧事業の工事費などについては、その災害査定の実施状況などを見て適切な時期に再び補正予算を提案する必要があると考えておりますので、併せてご理解をお願い申し上げます。

歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,782万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ399億8,872万円としようとするものであります。

なお、5ページの第2表、地方債補正については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、主なものについて説明いたします。

7ページをお開きください。歳入であります。10款1項1目地方交付税1,652万7,000円の増額は、1節普通交付税の増によるものであります。これにより平成29年度の普通交付税の予算計上額は、28億9,952万7,000円となるものであります。21款町債については説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。10ページをお開きください。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費920万円の増額は、13節道路等災害復旧工事測量設計業務委託料の増などによるものであります。2目単独土木施設災害復旧費1,733万円の増額は、15節災害復旧費工事費の増によるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,782万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ399億8,872万円とするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。8番。

○8番関清貴議員

10ページ、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費ですが、実施設計委託料が入っていますが、これは何カ所ぐらいを予定していますでしょうか。あと公立学校施設災害復旧費、これはどこの学校が被災を受けたか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

道路が3カ所、河川4カ所の合計7カ所になります。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

学校施設は山田中学校の細浦側法面でございます。

以上です。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第82号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午前11時43分閉会